

平成22年6月24日

国立大学法人宮城教育大学
学長 高橋 孝助 殿

監事 大橋英寿

監事 荒中一元

平成21年度業務監査及び会計監査の結果について（報告）

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項の規定に基づき業務監査を、同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき会計監査を実施しました。

業務監査の結果については（別紙1）の「業務監査報告書」、会計監査の結果については、（別紙2）の「会計監査報告書」のとおりです。

なお、「業務監査報告書」の作成に当たっては、各副学長への文書による聴取とその回答等に基づいていることを申し添えます。

また、「会計監査報告書」の作成に当たっては、財務諸表の点検、現地調査等を行うとともに、監査法人との適時情報交換等を行ったことを申し添えます。

平成21年度業務監査報告書

I 監査の概要

私ども監事は、国立大学法人宮城教育大学の中期目標・中期計画及び年度計画を踏まえ、主要な会議及び諸行事等に陪席するなどして業務執行の把握に努めるとともに、平成21年度の監査計画を作成し、業務監査を実施しました。

業務監査は、平成21年11月から平成22年3月までの期間、監査方法は大学運営会議、経営協議会及び教育研究評議会等の主要な会議への陪席や各理事・副学長への書面による聴取等により行い、中期目標期間の評価結果等も踏まえ、以下のとおり監査結果をまとめました。

II 監査の視点等

監査の視点については、本学が定めた中期目標、中期計画及び年度計画の達成に向かって業務が適切に執行されているかどうか、達成に向けて支障となっている要因は何かを中心に置きました。東北地区唯一の単科教育大学である本学の使命は、教員を目指す優秀な学生を選抜・受け入れ、充実した教育研究等を行って資質の高い教員（社会人）を養成し、卒業生を広く教育界（社会）に送り出すことであり、それによって評価を受ける大学であるからです。

今年度の主たる内容を、「教育の質の維持・向上への組織的な取り組みとその効果・成果について」としました。基本計画構想特別委員会が平成21年3月にまとめた最終報告書において、第2期の中期目標期間に取り組むべき課題として、「教育と研究の一体化・組織化」を重要課題の一つに挙げて、学部教育及び大学院教育についての様々な課題を指摘しています。この課題の中には、第1期の中期目標・中期計画にも掲げている項目や現在実施している取り組みの実質化も含まれています。その点を考慮して、法人室や主要委員会の委員長である理事あるいは副学長の下で取り組まれている内容とその効果・成果、今後の計画等について聴取しました。

III 監査結果

1 学部教育について

基本計画構想特別委員会の最終報告書で、「カリキュラムの理念が、実際の教育において充分に実質化されているか」というと、いまだ不十分なところが多くあると言わざるを得ない。」とされ、次のような課題が挙げられています。また、「これらの課題の多くに共通する、講座任せ、教員任せの体制を改め、組織的に取り組み、かつチェックし、改善できるシステムや組織を確立することが早急に求められる。」とされています。

- ① 教職に関する知識や能力を身につける上で、順次性のある体系的な教育課程に実質的になっているか（「教職入門」の動機づけから、専門に至る段階的プロセスが、有効に機能しているか）。

- ② シラバスが十全な内容で、全学的に統一した方向性を持っているか。そのチェック体制はできているか。講座任せ、教員任せになっていないか。
- ③ 教育課程に基づく授業が、全学の共通理解の上に立って、組織的・系統的に行われているか。そのチェック体制はできているか。講座任せ、教員任せになっていないか。
- ④ 「現代的課題科目」群など新設の科目的授業が、それぞれの設置目的に適うように展開されているか。出講責任体制が確立しているか。そのチェック体制はできているか。
- ⑤ 学生の学力低下への対応や、1～2年次の指導体制の充実など、状況に即応したカリキュラムの運用がなされているか。
- ⑥ 組織的にカリキュラムをチェックし、改善に結びつける体制が機能しているか。
- ⑦ 単位に見合う学習時間が確保されるような教育方法をとっているか。その点検・見直しが行われ、単位制度の実質化へ向けた方策が立てられているか。
- ⑧ G P A制など成績評価が教員間の共通理解の下、統一的かつ厳密になされているか。論文審査等について、その審査基準が明文化されているか。それらのチェック体制はできているか。講座任せ、教員任せになっていないか。
- ⑨ 学生が自分の学習到達度を自覚的に確認できるようになっているか（学習ポートフォリオ）。それが「教育の質保証」、卒業認定と有機的に結びついているか。

2 大学院教育について

基本計画構想特別委員会の最終報告書で、「「教育の質保証」については学部教育と同じ課題を解決していく必要がある。」とされています。

3 各理事・副学長からの回答

これらの課題に対して、各理事・副学長から次の回答がありました（平成 21 年 12 月～平成 22 年 1 月）。

【学務担当副学長】（抜粋）

○学部教育について

- ・ ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの素案作成を進めている。
- ・ 学長の指示により「カリキュラム検討小委員会」（委員長：学務担当副学長）において、新カリキュラムについての検証を行っている。各講座等から様々な問題点や課題が出されており、今後改善案を報告書にまとめ、学長に提出する予定。
- ・ 授業についての予習等、学生の自主的な学習を促すために、毎回の授業内容が明確となるよう、15回の授業内容を明示するようなシラバス作成を各教員に依頼している。
- ・ 学部共通の成績評価方法について、平成 19 年度入学者から G P A 制度を導入しているが、学務委員会で現状分析、在り方等について調査・研究を行いつつ、その結果を基に、G P A の利用範囲、評価の観点の学内統一、G P A の「評価の信頼性」に係る基本事項について検討中である。

○大学院教育について

・修士課程

修士論文の審査に関して、専修毎に細かな審査基準を設けた「修士論文評価票」を作成することを義務付け、平成21年度の論文審査から使用することとなっている。

また、重ね履修のカリキュラムで授業を実施していた7専修で、重ね履修を廃止した新しいカリキュラムを完成させ、全専修共通科目の「臨床教育研究」においても重ね履修にかわる新しい授業科目を設定し、平成22年度から実施することとしている。

・専門職学位課程（教職大学院）

制度設計と実際とのズレなども見え始め、学長の指示により「教職大学院基本問題検討プロジェクト」（委員長：学務担当副学長）において、様々な問題点を明らかにした（平成21年8月31日報告）。現在は「教職大学院改革検討プロジェクト会議」（委員長：学務担当副学長）で具体的な改善策を検討し報告書としてまとめ、学長に提出する予定である。

【総務担当理事・副学長】（抜粋）

先の課程改革によって本学は教員養成大学として誇ることのできるカリキュラムを構築し得た。しかし、そのカリキュラムの理念が、実際の教育において充分に実質化されているかという点について考えると、いまだ不十分と言わざるを得ない。今後、目標・評価室と学務が連携して、教員間の意思疎通・情報交換による授業内容の体系化が一層求められる。そのためには、学務担当副学長、就職・連携室長（連携担当理事）、学長特別補佐、目標・評価室長（総務担当理事）の間で情報・意見交換を密にしてきたところである。その意を受けて実動できるシステムの構築が必要である。

本学においては、自己点検・評価の結果を、授業改善に導く強力なシステムが欠如しており、大学として組織的にカリキュラムをチェックし、改善に結びつける体制が必要であると認識している。

授業改善の取組みを、大学として組織的に一層充実させ、FD活動を活性化することによって、教育の質の向上を図っている。しかし、他大学でも問題となっているように、本学でもこれに積極的に参加しようとする教員の割合が少ない。今後、本学のFDをどう効果的なものにするかが課題である。

【連携担当理事・副学長】（抜粋）

キャリア教育（教育課程にプラスαした学生教育）として、学生を対象に教員としての資質向上を図るための支援事業（新入生合宿研修、学長と学生との懇談会、連携機関との事業への学生派遣等）を実施した。また、関東圏同窓生ネットワークの立上げを計画している。

【財務担当理事・副学長】(抜粋)

国からの施設整備補助金及び財務経営センターからの施設費交付金や、学内予算における目的積立金及び学長特別裁量経費等を活用し、老朽施設の改善に取り組み、良好な教育環境の創出を図った。

4 所見

本学は、「教育と研究の一体化・組織化」という課題に、大学全体でどのように組織的な取り組みを行っていくのか。またその取り組みの効果・成果についての可視化をどのように図るのか。方策を早急に示されることを期待します。

基本計画構想特別委員会の最終報告書にも、「P D C Aサイクルの確立と教職員の職能開発（F D・S D）」についてまとめられており、教職員の共通理解が図られるよう実行に移さなければなりません。

G P A制に関しての検討が続けられていますが、中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」で、「教員間の共通理解の下、各授業科目の到達目標や成績評価基準を明確化するとともに、G P Aをはじめとする客観的な評価システムを導入し、組織的に学修の評価に当たっていくことが強く求められる。」と指摘しています。本学においても、「G P A等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用する。」ことが期待されます。

また、平成 22 年度大学院入試で、3名とはいえ募集人員の2倍の合格者を出した専攻もありました。適正な教育研究環境の保持とともに、収容定員の適切な運用を行うよう要望します。

(別紙 2)

平成 21 年度 会計監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び同法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人宮城教育大学の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、国立大学法人等業務実施コスト計算書、及びこれらの附属明細書並びに事業報告書、決算報告書等）について監査を行った結果、下記のとおり報告します。

記

1 監査方法の概要

監事は、当期の監査計画に基づき、財務会計の制度化及び業務運営の効率化並びにコンプライアンスの充実を重点調査項目として設定し、役員会その他主要な会議に陪席するほか、役員、学内主要部署等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本学本部及び附属校園等の財産状況を調査しました。

さらに、会計監査人（監査法人）との適時の情報交換等を行い、財務諸表及び附属明細書等の点検を実施しました。

2 監査の結果

- （1）会計監査人である「あずさ監査法人」の監査方法及び監査結果は適切であることを認めます。
- （2）事業報告書は、国立大学法人宮城教育大学の業務運営状況を適正に示しているものと認めます。
- （3）役員の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは規定に違反する重大な事実は認められません。

平成 22 年 5 月 25 日

国立大学法人宮城教育大学

監事 大橋英寿



監事 荒

中

